

議案イメージ書類（印刷物１）

議案第３５号

土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、知多新南土地区画整理事業の換地処分公告があつた日の翌日から、本市内の別図第１に示す区域において、字の区域を別図第２のとおり設定及び変更する。

令和７年６月１６日提出

知多市長 宮 島 壽 男

１ 区域を設定する字の名称及びその区域

（１）名称

しんなん
新南

（２）区域

別図第２のとおり

２ 区域を変更する字の名称及びその区域

（１）名称

新知字寄割、新知字南新生、新知字西新生、新知字北新生及び日長字二タ股

（２）区域

別図第２のとおり

提案理由 知多新南土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を設定及び変更する必要があるので、この案を提出する。

別図第2

